

「浄化槽台帳の整備と情報化方針に関して」

1. 浄化槽台帳システムを整備する意義

- ① 浄化槽の適正な設置及び維持管理の確保
- ② 生活排水処理対策の実施

【説明】

平成 27 年 3 月の浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版に、浄化槽台帳システムを整備する意義がまとめられています。

自治体は必要な情報を収集・把握し、それらの情報を活用しやすいように管理することが必要で、その管理ツールが浄化槽台帳であるとされています。この浄化槽台帳を用いて、関係者が役割分担と相互連携を図ることが有効であるとされています。そしてその具体的な役割として、災害時対応、クレーム対応、事業管理、普及啓発、リコール対応、施策立案、事務の効率化、情報共有と指導監督等の効率化が挙げられています。

2. GIS 機能の有用性について

- ① 浄化槽の位置の特定が容易となり、指導の際の現地確認が容易となる。
- ② 浄化槽の位置を地図上で視覚的に把握できる。
- ③ 生活排水処理計画見直しに活用できる。
- ④ 災害時の適正処理に活用できる。

【説明】

浄化槽台帳システムに GIS 機能を持たせて、浄化槽データに位置情報を付加することで、浄化槽の設置場所を特定し、浄化槽をより正確に管理することになります。

浄化槽の設置位置は設置届に記載されていますので、当然に設置場所は特定されていると思われがちですが、実はこれが曲者で、後日にこの浄化槽の場所を調べても特定できないことがよくあります。

場所を示すものとして「住所」、「番地」や「地番」があります。自治体職員でもこれらの違いを説明できる人は限られます。「住所」や「番地」は住まいに関する表示で、住民票、法人登記や郵便、宅配等で利用されるもので、主に個人や法人の居場所に用いられます。「地番」は 1 つひとつの土地（筆）を区分するために付けられた番号で、不動産登記、固定資産税等の不動産の管理に用いられます。

しかし「住所」や「番地」は住居表示変更で、「地番」は土地の分筆・合筆でその表示が変化します。その変化は後から調べることもできますが、その浄化槽がどこに設置されたものなのかを特定することは、極めて困難になります。文字による浄化槽の設置情報があっても、それが現地のどの浄化槽を指すのかわからなければ、如何ともできません。

GIS で扱う位置情報は緯度経度等の座標で表され、「住所」や「地番」がどのように変更されても座標は変わりません。このような変わることのないユニークな位置情報を持つことで、浄化槽台帳とそのデータは十分に信頼のおけるものになります。

3. システムよりもデータを重視する

① システムは企業の資産、データは自治体の資産である

【説明】

ICTに関する技術は通信環境も含めて急速に発展しています。現時点で最先端の高機能なシステムであっても数年後には陳腐化してしまうでしょう。現在注目を集めている第5世代移動通信システム（5G）が普及すると、現地の計測装置との組合せで、浄化槽の運転情報が利用者のスマートフォンや管理会社のパソコンにリアルタイムで送られてくるようになるでしょう。

一方で、これらの高機能なシステムが開発されても、基本となる浄化槽データが整備されていなければ使い物になりません。浄化槽台帳システムの整備導入マニュアルの「台帳システムの意義」で述べられている「効果」を発揮するには、基本的なデータは勿論、それぞれの機能に対応したデータを用意する必要であることは言うまでもありません。台帳システムはデータがきちんと用意されていて運用が可能となります。台帳システムは「データ」と「システム」とそれを使える「人」がいて成り立つものです。

平成25年度からの浄化槽台帳システムの整備に関する検討会において、浄化槽に係るデータ仕様の整理統一を行ったのはそのためであり、システムがどう変わろうとデータを使い続けられるように、また異なる主体が整備したデータ間での突合せが容易にできるように、それらデータの標準仕様を定めたものです。

データの仕様を統一することで、今後は全国の浄化槽の情報をビッグデータとして集積することが可能になるものと思います。今後も、システムやアプリケーションではなく、データを重視した施策を推進していただきたいと思います。

4. 台帳システム導入費用軽減の必要性について

- ① 浄化槽台帳システムの効果と効率。
- ② 高価なシステムは自治体に受け入れられない。

【説明】

浄化槽台帳に限らず、施設情報をデジタルデータとして作成し更新することで、その情報を多方面に活用できることは言うまでもありません。さらに位置情報を付加することで、字・町丁目等の行政区域に縛られずに任意の区域での統計処理や、視覚化による状況把握などが容易にできるようになります。これらデジタル情報は紙情報に比べて活用の範囲が拡大し、その「効果」は飛躍的に増大します。

一方で「効率」については、台帳システムの導入で必ずしも「効率」が向上するとは限りません。施設情報をデジタルデータにして利用するには、そのデータを扱うシステムの導入が必要となります。しかし道路や上下水道のように比較的規模の大きな施設を対象としたシステムでも、財政的理由から台帳システムの導入が進んでいない自治体が沢山あるという現実があります。浄化槽は今回の法改正でようやく公共浄化槽が定義されましたが、多くの浄化槽は個人管理です。このような状況においては自治体が積極的に浄化槽台帳システムを導入するには至らないということを理解しておく必要があります。システム導入による効果があるとしても、その導入経費が効果に見合わなければ、当然にその導入は効率的ではないという判断になってしまいます。

自治体等における浄化槽台帳システムの導入を促進するには、システム導入における財政リスクの軽減を図り、まず費用負担なくデジタルデータが整備できる環境の構築が重要です。